

資料編

千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例

平成 22 年 3 月 26 日条例第 24 号
(平成 22 年 4 月 1 日施行)

(目的)

第一条 この条例は、県民の歯・口腔の健康づくりについて、基本理念を定め、県、歯科医師等の責務及び教育関係者、保健医療福祉関係者、県民等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯・口腔の健康づくりは、その推進が子どもの健やかな成長及び糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防など県民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことにかんがみ、県民が日常生活において自ら歯・口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、県内すべての地域において生涯を通じて最適な歯・口腔の保健医療サービスを受けることができるよう環境整備を推進することを基本理念として行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯・口腔の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村との連携協力等)

第四条 県は、前条に規定する施策を策定し、及び実施するに当たっては、住民に身近な歯・口腔の保健サービスを実施している市町村との連携協力及び調整に努めなければならない。

(歯科医師等の責務)

第五条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に携わる者（以下「歯科医師等」という。）は、基本理念にのっとり、県が実施する歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策及び歯・口腔の保健サービスを実施している市町村に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者及び保健医療福祉関係者の役割)

第六条 教育又は保健、医療若しくは福祉に係る職務に携わる者であって、歯・口腔の健康づくりに関する業務を行うもの（歯科医師等を除く。）は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、歯・口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たっては、歯・口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する従業員の歯科健診及び保健指導の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者の歯科健診及び保健指導の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第八条 県民は、基本理念にのっとり、歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深め、自らの歯・口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(千葉県歯・口腔保健計画の策定)

第九条 知事は、生涯にわたる県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「千葉県歯・口腔保健計画」という。）を定めなければならない。

2 千葉県歯・口腔保健計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 歯・口腔の健康づくりに関する基本的な方針

二 歯・口腔の健康づくりに関する目標

三 歯・口腔の健康づくりに関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、千葉県歯・口腔保健計画を定め、又は変更するに当たっては、あらかじめ、千葉県歯・口腔保健審議会及び市町村その他関係者の意見を聴くとともに、その案を公表し、広く県民等の意見を求めなければならない。

4 知事は、千葉県歯・口腔保健計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本的施策の推進)

第十条 県は、県民の歯・口腔の健康づくりを図るための基本的施策として、次の各号に掲げる事項の実施を推進するものとする。

一 歯・口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに市町村その他関係者の連携体制の構築に関すること。

二 市町村その他関係者がフッ化物応用等のむし歯の予防対策を行う場合、その効果的な実施に関すること。

三 市町村その他関係者が行う母子保健、学校保健、成人保健、産業保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯・口腔の健康づくりに関すること。

四 障害を有する者、介護を必要とする者等の適切な歯・口腔の健康づくりに関すること。

五 歯・口腔の健康づくりの業務に携わる者の確保及び資質の向上に関すること。

六 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりを図るために必要な施策に関すること。

(財政上の措置)

第十一条 県は、県民の歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の歯科疾患等実態調査の実施)

第十二条 県は、県民の歯・口腔の健康づくりの推進を図るための基礎資料とするため、県民の歯科疾患等の実態について必要な調査を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

2 千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中健康福祉センター運営協議会の項の次に次のように加える。

| | |
|--------------|---|
| 千葉県歯・口腔保健審議会 | 歯・口腔の健康づくりの推進に関する事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。 |
|--------------|---|

別表第三中健康福祉センター運営協議会の項の次に次のように加える。

| | | | | |
|--------------|-------|-------------------|-----------|----|
| 千葉県歯・口腔保健審議会 | 会 長 | 一 市町村を代表する者 | 十五人以 内 | 二年 |
| | 副 会 長 | 二 保健医療福祉関係者を代表する者 | | |
| | 委 員 | 三 教育関係者を代表する者 | | |
| | | 四 事業者又は保険者を代表する者 | | |
| | | 五 学識経験を有する者 | | |

生涯を通じた歯・口腔の健康づくり対策の概要(千葉県)

| | | 歯・口腔の健康づくり対策 | |
|-----------------|-----------------------|-------------------------------|---|
| | | 主な具体策(実施主体) | ねらい |
| 対象 | 歯科的問題点 | | |
| 妊産婦 | 生理的変化 | 永久歯むし歯の増加 歯周病の急増 | 歯科治療の推奨と歯と口腔の清掃の徹底 |
| 胎児 | 歯の形成期 | バランスのとれた栄養摂取が必要 | 丈夫な歯をつくるための食生活指導 |
| 乳児 | 乳前歯の萌出期 | | 乳歯むし歯の予防、歯と口腔の清掃の動機づけ |
| 幼児 1～3歳 | 乳臼歯の萌出時期 | 乳歯むし歯の発生しやすい時期 (甘味の不規則摂取等) | 乳歯むし歯の予防、歯と口腔の清掃の確認、指導、間食等 に対する食生活指導 |
| | 乳歯列の完成期 | 乳歯むし歯の急増期 | 乳歯むし歯、不正咬合等の早期発見、早期治療、予防処 置 |
| 幼児 4～5歳 | 永久歯の萌出開始時 期(第1大臼歯) | 永久歯むし歯の発生しやすくなる 時期 | むし歯予防と早期治療 (特に永久歯) |
| 心身障害(児)者 | 歯の形成不全及び唇 顎口蓋裂等 | 広範性のむし歯発生等 咀嚼・発音障害 | 早期治療、歯科保健状況の改善、形態と機能の早期回復 |
| 児童(小学校) 6歳～ | 乳歯と永久歯の交換期 | 永久歯むし歯の多発期 | |
| 生徒(中学校) 12歳～ | 永久歯列完成期 歯周組織の過敏期 | 歯肉の炎症が始まる時期 | 永久歯むし歯の予防と早期治療の推進 知識の普及啓発 不正咬合の予防 |
| | 生徒(高等学校) 15歳～ | むし歯が放置されやすく歯周病の 発生が始まる時期 | 知識の普及啓発 歯周病の予防 |
| 成人 学校卒業後～ | 歯周組織の脆弱期 | 歯周病の急増 | 歯科治療の推奨と歯と口腔の清掃の徹底 |
| 成人 40歳～ | 歯の喪失開始時期 | 咀嚼機能の低下が始まる時期 | 歯周病の早期治療推進 歯の喪失予防 |
| | 高齢者 65歳～ 「寝たきり」 | 歯の喪失急増期 | 咀嚼機能の回復、歯と口腔の清掃の徹底 (義歯の手入れ等) |

出典 2010年/2011年「国民衛生の動向・生涯を通じた歯科保健対策の概要」改編

県民の行動指針

乳幼児

- ◇適切な時期に卒乳をしましょう。
- ◇薄味のものから食べさせ、味覚を豊かにしましょう。
- ◇毎日、保護者が仕上げ磨きをしましょう。
- ◇食べたら歯を磨く習慣をつけましょう。
- ◇甘いおやつや飲み物は適量を決まった時間に摂りましょう。
- ◇よく噛んで食べる習慣をつけましょう。
- ◇フッ化物歯面塗布を受けましょう。

児童生徒

- ◇食べたら歯を磨く習慣を身につけ、毎回ていねいに磨きましょう。
- ◇歯磨剤（練り歯みがき粉等）を使いましょう。
- ◇デンタルフロス等を使いましょう。
- ◇週1回以上鏡で自分の歯や歯肉の状態を観察する習慣をつけましょう。
- ◇かかりつけ歯科医をもち、個人に応じた歯磨き指導を受けましょう。
- ◇歯や骨の成長のために、バランスのよい食生活をとりましょう。
- ◇いろいろな味を覚え、味覚を豊かにしましょう。
- ◇30回以上よく噛んで食べましょう。

成人

- ◇食べたら歯をていねいに磨きましょう。
- ◇歯間ブラシやデンタルフロス等を使いましょう。
- ◇週1回以上鏡で自分の歯や歯肉の状態を観察する習慣をつけましょう。
- ◇かかりつけ歯科医をもち、歯科健診や歯石除去を受けましょう。

高齢者

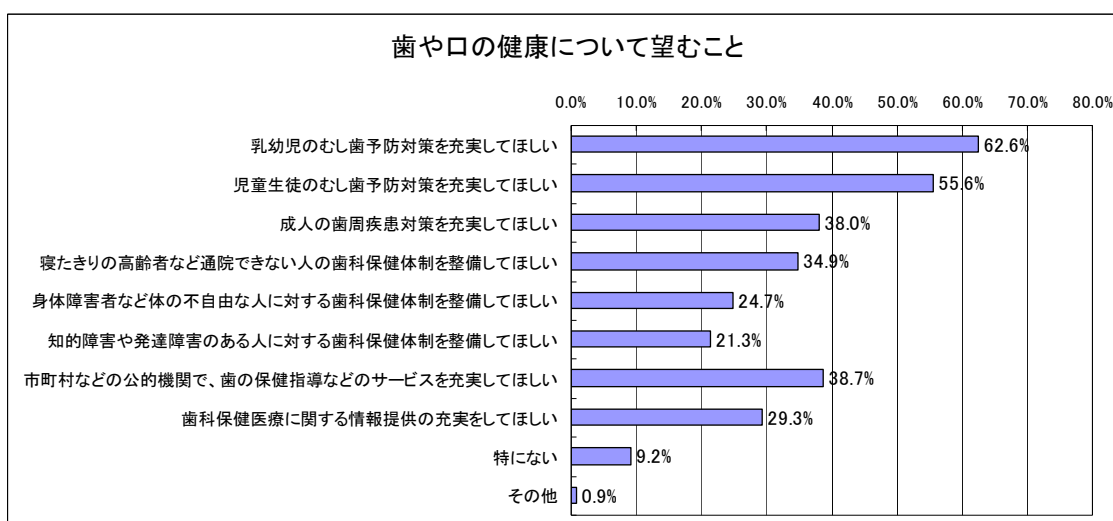
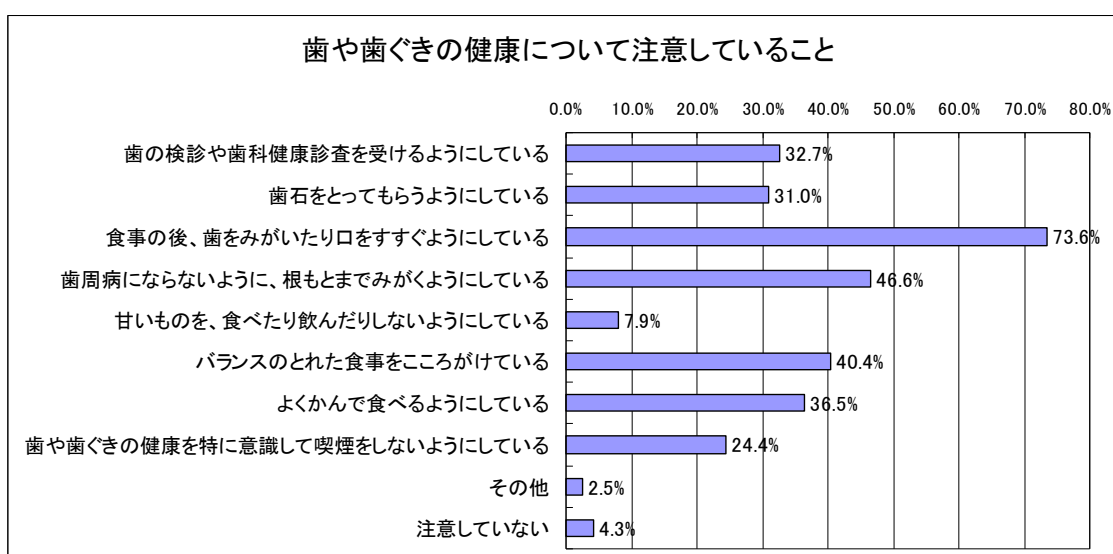
- ◇成人の指針に加え、次のことも生活に取り入れましょう。
- ◇自分の歯と一緒に、義歯（入れ歯）も、毎日手入れしましょう。
- ◇唾液がよく出るように、よく噛んで食べましょう。

計画（案）に関するの県民アンケート調査結果の概要

1 一般県民対象の調査結果

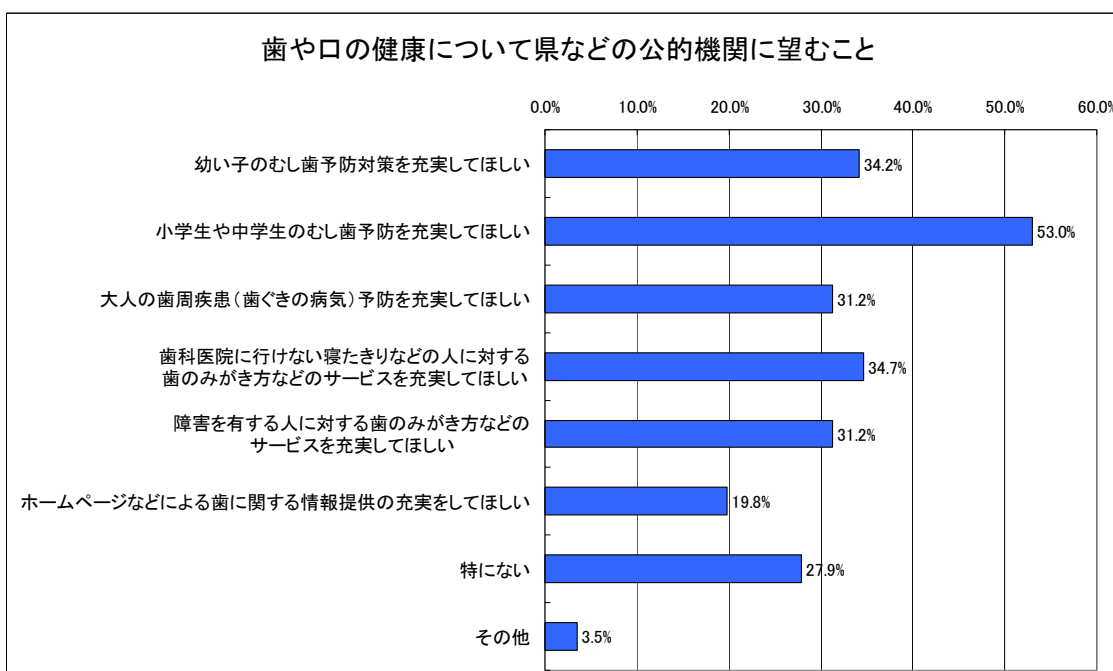
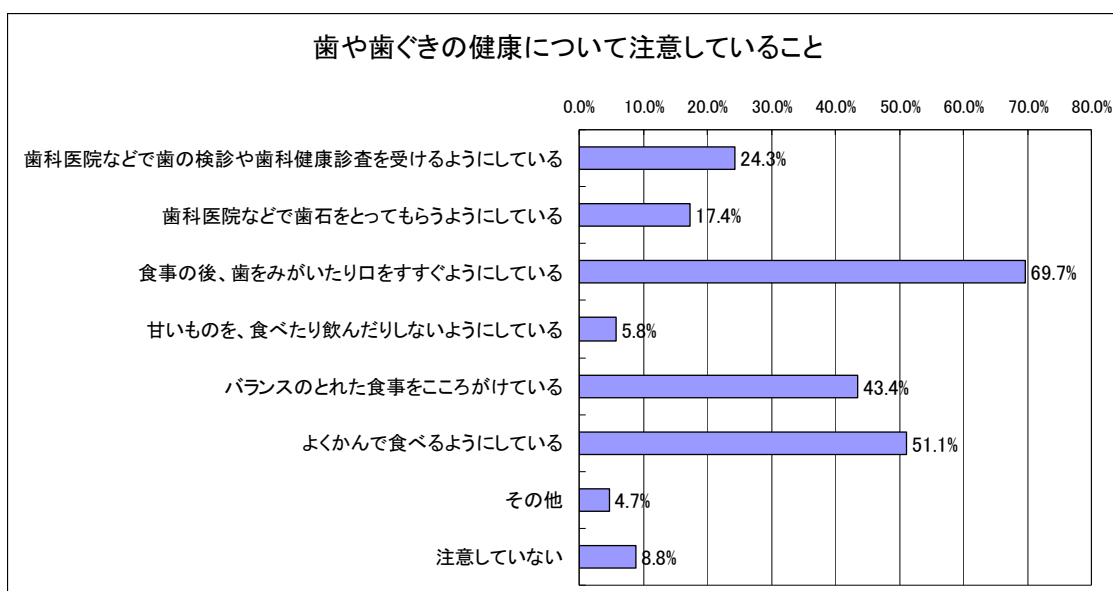
パブリックコメント期間中（平成 23 年 1 月 26 日から 2 月 21 日）、県と 31 の市町村において、1,883 名の県民の方々がアンケート調査に協力していただきました。

アンケート調査に回答していただいた方々の性別は、男性が 11.4%、女性が 88.6%、年齢は 30～39 歳が最も多く 44.5%、次いで 20～29 歳が 15.0%、70～79 歳 11.4%でした。



2 児童生徒対象の調査結果

パブリックコメント期間中(平成23年1月26日から2月21日)、2小学校、2中学校において、781名の児童生徒(小学校第5学年から中学校第3学年)の方々がアンケート調査に協力していただきました。



用語解説

【こ】

誤嚥性肺炎

嚥下機能が十分働かず、誤って食物等が気道から肺に入り、その浸透圧の影響や細菌感染によって起こる肺炎であり、重症になると命を奪うことがある。

【し】

歯間部清掃用器具

歯ブラシでは取り除き難い歯と歯の間の歯垢を取り除く補助器具のこと。デンタルフロスや歯間ブラシなどがある。

歯垢

歯の表面に付着した黄白色を帯びた粘着物で、いわゆる細菌のかたまり。プラークともいう。

歯周炎

炎症が歯ぐきだけでなく、歯を支えている骨は歯の膜などに波及したもの。進行すると歯ぐきから膿が出たり、歯ぐきが下がったり、歯が動くようになる。

歯周病

歯の周囲の組織（歯ぐきや歯を支えている骨、歯の根の膜など）の病気である。

歯肉炎

炎症が歯ぐきだけにあるもので、歯周病の早期段階である。適切な歯みがき等で改善することが多い。

C P I T N

1982年にWHOが提唱した地域における歯周疾患の実態と治療必要度を把握する指標のこと。特別の探針を用いて歯周ポケットの深さ・出血・歯石の有無等を判定する。

C P I T Nの判定基準

| コード | 所 見 |
|-----|----------------|
| 0 | 健全 |
| 1 | 出血あり |
| 2 | 歯石あり |
| 3 | 4～5mm に達するポケット |
| 4 | 6mm を超えるポケット |

【せ】

摂食嚥下障害

脳血管疾患や老化などの様々な原因によって、「食べ物を食べる・飲み込む」機能が低下し、起こる障害のこと。むせ、誤嚥、窒息等がある。

【そ】

咀嚼

食べ物をかみ切り、砕き、すりつぶし、飲み込みや消化をしやすくすること。

咀嚼・嚥下機能

食べ物を口から食べ、飲み込む機能のこと。

【た】

第一大臼歯（6歳臼歯）

5～6歳頃に生えそろった乳歯の奥に新たに生えてくる永久歯のこと。永久歯全体の歯並びやかみ合わせの柱となる重要な歯である。

【ふ】

フィッシャーシーラント

歯ブラシの毛先が入りにくく、むし歯になりやすい奥歯（臼歯）のかみ合わせの溝を合成樹脂などで封鎖し、歯垢が入り込まないようにする方法

フッ化物

フッ素を含む化合物のこと。むし歯予防に利用されるのは、主にフッ化ナトリウムやリン酸酸性フッ化ナトリウムなどである。

フッ化物歯面塗布

むし歯予防のため、フッ化物を含む薬剤を歯に直接塗る方法のこと。歯科医師、または、歯科医師の判断のもと歯科衛生士が行う。年数回定期的に実施することでより効果が得られる。

フッ化物洗口

低濃度のフッ化ナトリウム溶液を少量口に含んで洗口（ブクブクうがい）を行う方法である。

フッ化物配合歯磨剤

フッ化物が入っている歯磨剤のこと。

【よ】

予防処置

歯・口腔の健康を保持するための、フッ化物歯面塗布、フィッシャーシーラント、歯石除去等の処置である。

なお、ハイリスク児に対するむし歯の予防処置は、フッ化物歯面塗布やフィッシャーシーラント等である。